

Q&A

問1 令和6年12月2日以降、手元にある「保険証」を提示し（70歳以上の方は「保険証」と「高齢受給者証」を提示）有効期限内は医療機関等を受診することはできますか？

答1 受診可能です。廃棄せずご利用ください。

問2 「マイナ保険証」とは何でしょうか？

答2 「保険証」の利用登録をした「マイナンバーカード」です。なお、利用登録はご自身で行います。

「マイナ保険証」利用登録について

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_mynumbercard_usage1/

問3 現在、医療機関等を「マイナ保険証」で受診しています。引続き「マイナ保険証」で受診することはできますか？

答3 受診可能です。

問4 令和6年12月2日（月）に組合窓口で新規加入や住所変更等の手続きをした場合、従来の「保険証」は交付されますか？

答4 交付されません。

従来の「保険証」の交付は令和6年11月29日（金）までとなります。

郵送は、令和6年11月29日（金）組合業務時間内に届いた場合、従来の「保険証」を交付します。

問5 令和6年12月2日以降、新規加入や氏名変更手続き等があった場合、「保険証」の代わりに交付される証書は何でしょうか？

答5 「マイナ保険証」をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」、「マイナ保険証」をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

なお、70歳以上の方で「マイナ保険証」をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を交付し、70歳以上の方で「マイナ保険証」をお持ちでない方は「資格確認書」、「高齢受給者証」を交付します。

問6 「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」は交付まで何日かかりますか？

答6 「資格確認書」は、従来の「保険証」同様即日または翌日に交付します。

「資格情報のお知らせ」は、厚生労働省の指導に基づき基幹システムへデータ登録後に交付します。交付までに約2～3日かかります。

問7 「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」に有効期限はありますか？

答7 「資格情報のお知らせ」にはございません。

「資格確認書」につきましては、「保険証」同様有効期限がございます。

令和6年12月2日以降、発行の「資格確認書」の有効期限は令和7年12月1日です。

問8 「資格確認書」で医療機関を受診することは可能でしょうか？

答8 「資格確認書」は、現在の保険証同様医療機関等窓口で提示して受診することが可能です。なお、70歳以上の方は「資格確認書」＋「高齢受給者証」を提示します。

問9 「資格情報のお知らせ」で医療機関等を受診することは可能でしょうか？

答9 「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。

「マイナ保険証（マイナンバーカード）」を提示して医療機関等を受診してください。
ただし、医療機関等の設備の関係上「マイナ保険証」での受診が困難な場合、
「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示してください。

問10 「マイナ保険証」利用登録を解除する手続きを教えてください。

答10 下記リンクよりご確認ください。

リンク：HP [マイナ保険証利用登録解除について](#)

問11 子供（学生）が「マイナ保険証」で医療機関を受診しています。修学旅行などの学校行事で医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、「保険証の写し」の提出が求められています。「保険証」廃止後、どのような対応をすればよいのでしょうか。

答11 マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物または「資格情報のお知らせ」をご用意ください。なお、詳細は厚労省より事務連絡が通知されておりますのでご確認ください。

リンク：健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の
合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法
について（周知）

問12 「マイナ保険証」を保有しているが、念のため「資格確認書」を持っておきたい。
「資格確認書」は交付されますか。

答12 特段の事情(介護施設入所等)もなく念のため「資格確認書」を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

問13 「マイナ保険証」を保有しているが、利用する意向がないため「資格確認書」の交付を希望する場合、交付されますか？

答13 「マイナ保険証」の利用が原則となります。それでも「資格確認書」の交付を希望される場合は、「マイナ保険証」の利用登録の解除申請をしていただくこととなります。

問14 「保険証」または「資格確認書」を保有しているが、新たに「マイナ保険証」を保有した場合、「資格情報のお知らせ」は発行されますか？

答14 発行済みの「保険証」または「資格確認書」が有効な間は発行されません。
「保険証」または「資格確認書」の有効期限が切れるタイミングで交付します。

問15 私は「マイナ保険証」と「保険証」を保有しています。来月70歳を迎えますが、「高齢受給者証」が交付されますか？

答15 「保険証」をお持ちの方があらたに70歳を迎えた場合、「マイナ保険証」の利用登録の有無に関わらず「高齢受給者証」を交付します。

なお、医療機関への提示は70歳の誕生月の翌月(ただし、1日生まれのかたは誕生月)から必要となります。

該当される方へ利用開始となる月の前月末までに郵送します。

問16 私は令和6年12月2日以降、弁護士国保へ加入しました。
「マイナ保険証」の利用登録をしているので「資格情報のお知らせ」を受け取っています。来月70歳を迎えますが「高齢受給者証」が交付されるのでしょうか。

答16 「高齢受給者証」は交付されません。
「負担割合等が記載された資格情報のお知らせ」を交付します。
なお、医療機関を受診される場合、「マイナ保険証」（マイナンバーカード）を提示して受診してください。ただし、医療機関等の設備の関係上「マイナ保険証」での受診が困難な場合、「マイナ保険証」と「負担割合等が記載された資格情報のお知らせ」を併せて提示してください。
利用開始は70歳の誕生月の翌月（ただし、1日生まれの方は誕生月）からとなり、該当される方へ利用開始となる月の前月末までに郵送します。